

日 時 平成27年2月7日（土）19:00～20:30

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 （会長）中原 （副会長）松谷、梅田、小野

（町内会長）笠本、杉本、芥川、宮迫、川崎、原田、吉田、中島、松田、中村

（グループ代表）石田（暮らし安心G代理）、増尾、藤本 （事務局）妹尾、長谷川

（市民センター）木村、山口

〈敬称略〉

1.報告・連絡事項

(1) 会長から

①平成26年度臨時総会（文書審議）の結果について

1月13日に、会則改正（案）を議案とした議案書を各代議員に配付し、提出期限の1月31日までに、代議員95名中81名から回答書が提出された。会則第16条第4項の規定により、代議員95名の3分の2以上であり、臨時総会は有効に成立した。また、その審議の結果、賛成81名、反対0名であった。会則第16条第6項の規定により、回答した代議員81名の過半数以上の同意を得たので、議案は原案通り可決された。

なお、意見が2点あり、下記のように対応することとする。

【意見】

- i.今は存在しないが、「分譲マンション」も追加しておいてはどうか。
- ii.会費変更の算定根拠を明示すれば、よりよい判断ができたのではないかと。

【対応】

- i.4月の定時総会における会則改正（案）において、「分譲マンション（集合住宅）」を追加する。
- ii.事後となってしまうが、代議員に対して、会費変更の算定根拠としての「経費構成と区分（案）」を、審議結果に添付して配付する。

②地域史誌製作委員会の委員について

現在のところ、1名の応募のみという状況であり、当初から話していた通り、各町内会から1名の委員を推薦していただきたい。役員に限らず、適任と思われる方を2月末までにお問い合わせする。なお、応募者1名は、若草三丁目町内会の方であり、同町内会からは推薦不要とする。作業内容は、前回理事会資料を参考にされたい。

(2) 各町内会・各グループ・事務局から

①若草五丁目町内会

まち協のホームページに町内会役員名簿が出ているが、困るという声があった。

【回答】申し出のある方の理由などを個別に聞いて、検討していきたい。

②地域福祉グループ

地域福祉グループに老人クラブ連合会があり、その中には若草・岡本西地区の方を対象に若寿会があるが、会員が増えていかない現状がある。一方で、若草一味クラブという同好会があり、グラウンドゴルフや囲碁ボール等高齢者の健康推進活動や若草中央公園等の草刈り活動等を行っている。若草一味クラブは、これまで社会福祉協議会の中の団体に位置づけていたが、老人クラブ連合会の一団体として認めてほしいという話が、老人クラブ連合会長に対してあった。これについて老人クラブ連合会として協議した結果、加入を了承することとなったので報告する。

来年度から志津南学区老人クラブ連合会は、若寿会（若草・岡本西地区）・なごみ会（かがやきの丘町内会）・若草一味クラブ（若草・岡本西地区）と追分南町内会の老人クラブで構成されることとなる。

③事務局

草津養護学校PTAの回覧、市交通政策課からの回覧、臨時総会の結果報告書、以上3点の回覧・配付をお願いします。また、まち協会費の精算の書類を3月の理事会のときに提出願いたい。

2. 審議事項

(1) まちづくり協議会会則の改正について

先般の臨時総会の議決を経て、まち協会費の金額の変更に関する会則の改正を行ったが、追分南町内会との協議において、現行の会則では次のような誤解が生じるという指摘があった。

① 当まち協はブロック制を採っている。故に、各ブロックからの理事の数が、現状では不公平な状況になっている。

② まち協会費を、町内会に加入していない住民の分まで会員が負担するのは、住民の理解が得られない。

そもそも、「地区別活動」というのは、追分南地区の町内会等がまち協に加入するにあたって、以前の「志津南地区まちづくり協議会」のときの活動を、「学区全体活動」と「地区別活動」とに仕分けし、「学区全体活動」をまち協の活動とした上で、若草・岡本西の 9 町内会が合同で行うものを「若草・岡本西ブロック地区別活動」と名付けたものであり、まち協として地域を分けるブロック制を採用したものではない。

そこで、上記のような誤解が生じないように、会則を改正することが必要であり、会則・施行細則の条文中の「若草・岡本西ブロック」という文言に関連する規定を削除し、施行細則の別図第 2 を変更する。

これにより、第 9 条第 4 項第 1 号に規定する、町内会長の互選によるまち協副会長の選出についても、候補者 2 名の内訳としての「(各ブロックから 1 名ずつ)」を削除するが、その趣旨を継続して明確化するために、施行細則第 6 条(役員選出)の第 3 項として、「副会長は、若草一〜八丁目町内会および岡本町西町内会の町内会長から 1 名、かがやきの丘町内会、コーギーガーデン自治会、追分鴨田町内会および追分南町内会の町内会長等から 1 名を選定する」を追加する。

また、第 20 条(会費)の条文中、「各町内会等の」の後に「会員の」を追加し、同条第 1 号に「分譲マンション(集合住宅)」を追加する。

その他、この際見直して改正しておいたほうが良いと思われるところを変更する。

この改正案について、次回の理事会で審議し議決するので、検討していただきたい。

【意見】 施行細則の別図第 2 の中の「地区別活動」にあたるスポーツまつりなどは削除するということであるが、学区全体活動としてはやらないのか。

【回答】 今後の協議により、学区全体活動になる可能性はあるかもしれない。

【意見】 地域福祉 G の平和祈念講演は削除してはどうか。

【回答】 戦没者追悼の取組みは、来年度からは市で一本化して実施されるので、地域一括交付金はその分減額されるが、平和祈念講演は開催する意義があり、このままでよいのではないかと考えている。

【意見】 第 6 条で会員について規定されているので、第 20 条に「会員の」を追加しなくても問題ないのではないかと。また、「町内会等」も規定されているので、第 20 条の「各町内会等」の「各」は不要ではないかと。

【回答】 確かに第 6 条第 2 項で会員は町内会等の会員であることが規定されているため、その会員から会費を徴収するということがわかるのではないかと判断していたが、第 20 条で改めて「会員の戸数に応じた金額」として、より明確化したものである。

また、第 20 条の「各」は削除する。

【意見】 改正された会則を全戸配付する際は、会則集の中の「一覧表」も訂正してほしい。

【回答】 了解。

(2) 「地域支え合い送迎支援活動実施要領」の「規則」への変更について

「志津南学区地域支え合い送迎支援活動実施要領」については、昨年 6 月 7 日の理事会で了承されて制定し、その後活動の実績を踏まえて実態に合った内容にする改正案が 11 月 1 日の理事会で了承されて改正した。

送迎支援活動は、草津市の「地域支え合い運送支援事業」の実施主体である草津市社会福祉協議会と志津南学区まちづくり協議会とが、「車両の貸与に関する協定書」を交わし、車両の無償貸与を受けて実施している。つまり、対外的にはまち協が実施しているわけで、社会福祉協議会はその実行部門ということである。

「志津南学区地域支え合い送迎支援活動実施要領」は、現在のところ社会福祉協議会の規則類

のひとつとして位置づけしているが、上記のことを考慮し、まち協の規則類のひとつとして位置付けるのが適当であると考え。

そこで、「志津南学区地域支え合い送迎支援活動実施要領」を「志津南学区地域支え合い送迎支援活動規則」とし、これに伴い必要な改正を行う。

よって、まち協の規則類は以下のとおりとなる。

- ①まちづくり協議会会則、会計処理要領
- ②まちづくり指標、まちづくり行動計画
- ③広報活動規則、広報委員会規則
- ④地域支え合い送迎支援活動規則

【結論】「規則」への変更は全会一致で承認され、2月7日からの施行となる。

(3) 会長・監事の候補者の選定について

まち協役員の選出については会則第 9 条で規定しているが、副会長や理事は会則第 9 条第 4 項および第 5 項により、理事会とは別の場で選定されることになっている。この理事会では、会長と監事の候補者を選定することとなる。施行細則第 6 条に、会則第 9 条の規定によりがたい場合は、理事会で前年度の役員の中から候補者を選定することになっている。

【意見】来年度は追分南町内会が加入することや、まち協の今後の継続性を考慮し、経験ある中原さんに来年度も引き続き会長に就いていただければどうか。

【意見】監事については、今年度の副会長等の役に就いた人や、来年度の総会の代議員に予定されている人は除いて、芥川さんと原田さんをお願いしてはどうか。

【結論】会長候補者は中原さん、監事候補者は芥川さんと原田さんということで、全員承認。

以上